

第 49 回 奈良県河川整備委員会 議事概要

1 日 時：平成 21 年 1 月 20 日 13 時 30 分～15 時 30 分

2 場 所：奈良商工会議所 5 F 大ホール（奈良市登大路町 36-2）

3 出席者

委 員 8 名：池淵周一、伊藤忠通、岩本廣美、谷幸三、中川一、前迫ゆり、
三野徹、和田萃

（五十音順、敬称略）

事務局 4 名：奈良県 徳元河川課長 ほか

4 議事要旨

- (1) 第 48 回奈良県河川整備委員会議事概要の確認
- (2) 第 48 回奈良県河川整備委員会補足
- (3) 大和川水系河川整備計画布留飛鳥圏域の変更について
- (4) その他

5 議事内容（主な意見）

5. 1 第 48 回奈良県河川整備委員会補足について

- ・町並川の昭和 60 年以前の浸水被害の記録は残っていないとのことだが、民間や個人の記録は残っている可能性が十分あるので、もう少し慎重に記述すべき。
- ・榛原区の中でも町並川周辺は古い歴史があるところなので、昔のことをよく知っている地元の方にもう少し聞き取り調査をしてもらえば、古い日記等から情報が得られるかもしれない。

- ・水収支について、蒸発散量が和川流域と宇陀川流域で約 41% と同じなのは偶然なのか。また、水利用として、上水道と農業用水の合計が和川流域では約 30% であるのに対し、宇陀川流域では約 2% しかないが、この結果をどう考えたか教えてほしい。

→蒸発散量は、宇陀川では流域内の総雨量と室生ダムへの流入量の差分、和川も同様に流域内の総雨量と大阪への流出量の差分から算定しており、偶然同じ 41% となった。水利用については、和川流域は雨が少ないのに対し、農業用水や上水道に多くの水が利用されており、他流域から分水するなど非常に高度な水利用がなされていることから水利用の割合が大きく、宇陀川流域では平地が少なく農地や宅地も少ないため、それに見合った水利用の割合となっている。

5. 2 大和川水系河川整備計画布留飛鳥圏域の変更について

- ・樋門は、人が操作して初めて効果を発揮するが、必要なときに作動するよう維持管理や操作の訓練の実施が行われているのか。また樋門開閉の意志決定やその責任はどうなっているのか。

→試験操作など日常的に維持管理は行っている。操作自体は特定の操作員に委託し、適切に操作できるよう指導している。開閉は現地の判断で実施している。

- ・洪水時の樋門の操作が原因で浸水被害が生じ裁判になっているケースもある。操作に当たっては危険な状況もあると考え、モニタリングできる施設を設ける等の対策を考えてほしい。開閉については責任主体である河川管理者が判断をする等、リスク管理をしっかりと行う必要がある。
- ・土地利用が急激に高度化しているという点、雨の降り方が大きく変わってきているという点、行政がどこまで住民に対して責任をもって整備するかという3点を考えた場合、大和盆地はある意味日本の制度の先端を走っている場所であり、今回の変更についても大変重要な問題を含んでいる。例えばB/Cで考えた場合、これまでと同じように人口が増えて土地利用が高度化し、住民の安全性を確保していくという前提の中でB/Cを算出しているが、人口の減少時代を迎えた中で、被害の起こるところは優先的に立ち退いて頂くという発想もあっていいのではないか。
- ・大和盆地は、もともと奈良湖で排水不良の地帯が改良され今の姿になってきた。用水の慣行もさることながら排水の慣行もあった中で、社会的なアダプティブマネジメントも含めて整備を進めていくことが大切ではないか。
- ・新川には、農業用水や住宅開発に伴う排水が流れ込み、飛鳥川合流点付近で溢れている。小規模・中規模な住宅開発が行われる場合、どれだけ流出量が増えるか分かるわけだが、県では何か協議をしているのか。
 - 大和川流域では、現在、開発面積が3,000m²以上の開発は、県や市と協議することになっており、流出を抑制する調整池の設置を指導している。
- ・治水対策については、コストパフォーマンスの点で遊水地より河道改修の方がいいとされているが、一時的なコスト以外のプラスの効果は考えられないか。
 - 遊水地の中長期的なメリットとして、普段はテニスコート等の別の利用ができることが挙げられる。そういう効果を便益に加えれば費用対効果の結果も変わるかもしれないが、整備コストを比較して一番安価なものを選ぶのが原則的な考えである。
- ・氾濫解析の考え方、辰巳橋から上流の治水安全度が大丈夫なのか教えてほしい。
 - 新川は掘り込み河川であるため、破堤はさせず計画流量が溢れるところを氾濫区域としている。また、今回の計画は、石見都市下水路の浸水被害を軽減するため辰巳橋までとしており、辰巳橋から上流の新川の浸水被害については聞いていない。
- ・新川を河川整備計画に位置づけることについては、各委員ご同意いただいているが、今回の意見を踏まえて文章等を精査した上で、住民からの意見聴取を行い、再度その内容を踏まえて委員会で審議をするということで了解いただきたい。

以上